

**木島平村**  
**地球温暖化対策実行計画**

**平成20年4月策定**

**令和3年11月改訂**

**令和6年3月改訂**

## ■目次

1. 背景 .....	3
2. 基本的事項 .....	4
(1) 木島平村の地域特性	
(2) 計画策定の目的	
(3) 対象とする範囲	
(4) 対象とする温室効果ガス	
(5) 基準年度	
(6) 計画期間	
(7) 上位計画及び関連計画との位置付け	
<b>【区域施策編】</b>	
3. 温室効果ガスの排出状況 .....	6
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
4. 温室効果ガスの排出削減目標 .....	6
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組 .....	7
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
<b>【事務事業編】</b>	
6. 木島平村の事務事業に伴う温室効果ガスの削減 .....	11
(1) 村の事務事業に伴う温室効果ガスの現状	
(2) 事業者としての村の温室効果ガスの削減目標	
(3) 目標達成のための取組	
<b>【共通】</b>	
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表 .....	14
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

## 1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。

地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。また、2021年には、地球温暖化対策計画が5年ぶりに改訂され、それまでの我が国の中期目標、**温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減から46.0%減**とすること、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが掲げられました。

同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

木島平村においても、令和3年3月議会において「気候非常事態宣言」を表明しました。将来世代に胸を張って引き継げる社会を実現するため、本「木島平村地球温暖化対策実行計画」を指針として、持続可能な開発目標(SDGs)とも協調を図りつつ、地球温暖化の防止に向けた取組を進めてまいります。



## **2. 基本的事項**

### (1) 木島平村の地域特性

#### **【位置および地勢】**

木島平村は長野県の北端、千曲川をはさんで飯山市の対岸に位置し、長野市から約 40 km の距離にあります。南に高社山、南東に高標山、東はカヤの平高原、北は毛無山系と三方を山に囲まれた面積 99.32k m<sup>2</sup> の農山村です。気候は内陸性気候で寒暖の差が激しく、年平均気温は 11℃。長野県でも有数の豪雪地帯で、冬季間の積雪深は 1.5～2.0m にも達します。

#### **【人口】**

合併当時、8,206 人だった村の人口は、昭和 60 年 10 月 1 日の国勢調査で 6,000 人を切り、平成 7 年には 5,850 人、平成 12 年には 5,513 人、平成 17 年には 5,312 人、平成 22 年には 4,939 人、平成 27 年には 4,658 人となり人口は減少傾向にあります。令和 5 年 4 月 1 日現在の人口は 4,215 人です。(令和 2 年国勢調査に基づく推計値)

#### **【高齢化率】**

65 歳以上の人口比率は平成 12 年で 30.1%、平成 17 年には 30.9%、平成 22 年には 32.2%、平成 27 年には 35.7% となっています。今後の推計値では、今後も増加傾向にあり令和 22 年(2040 年)には 40% を超える見込みとなっています。

#### **【産業】**

令和 2 年国勢調査によると、本村の就業人口(15 歳以上)は 2,424 人(総人口の 55.41%) となっています。産業 3 部門別に見ると、第 1 次産業は 23.0%、第 2 次産業は 22.0%、第 3 次産業は 55.0% となっています。

### (2) 計画策定の目的

2015 年の COP21 により、世界各国が温室効果ガス排出量について、高い削減目標を掲げて取り組むことが決まりました。日本においても、国のみならず、地域として一層の取組が求められています。

国の「地球温暖化対策計画」を受けて、本村においても地球温暖化対策を推進するため、地域の特性に応じた温室効果ガスの排出抑制を行う施策を取りまとめ、事務事業編と区域施策編を一本化した地方公共団体実行計画である「木島平村地球温暖化対策実行計画」(以下、「本計画」といいます。)を策定するものです。

### (3) 対象とする範囲

対象範囲は、村域全体とします。

対象とする部門(業種など)は次のとおりです。

対象部門	部門の定義
産業部門	製造業・建設業・農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門	事務所・ビル・商業・サービス業のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出(自家用車からの排出は、運輸部門で計上します)
運輸部門	自動車におけるエネルギー消費に伴う排出

### (4) 対象とする温室効果ガス

木島平村には CO<sub>2</sub>以外のガスを主に発生させる工業施設や廃棄物の焼却施設が存在しないため、実行計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)のみとします。

### (5) 基準年度

区域施策編は 2013 年度(平成 25 年度)を基準年度とします。

事務事業編は 2020 年度(令和 2 年度)を基準年度とします。

### (6) 計画期間

2022 年度～ 2030 年度末までを計画期間とします。

### (7) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)と第3項に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)を一本化した計画として策定します。また、木島平村第6次総合振興計画に即して策定します。

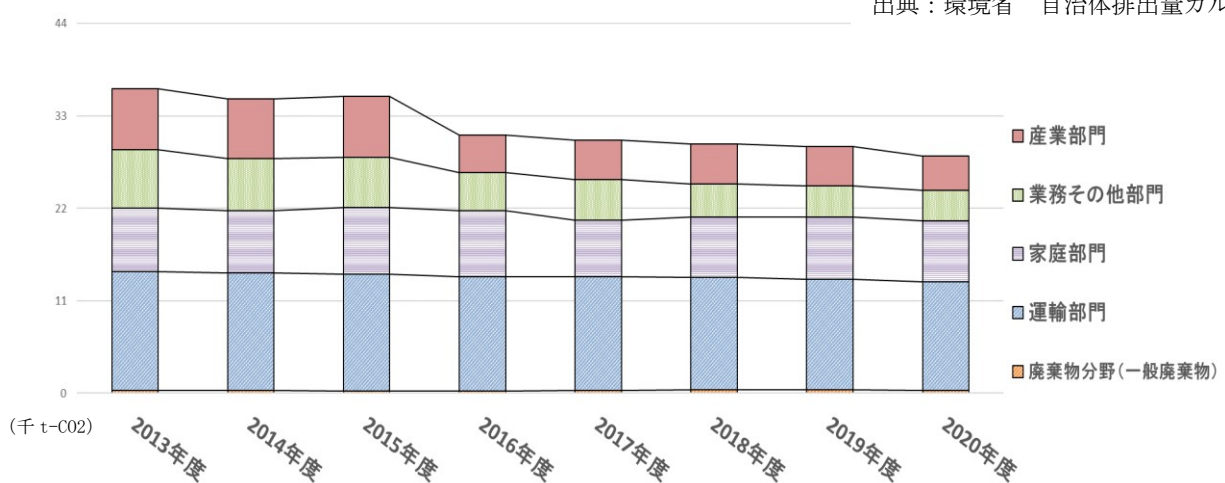
# 区域施策編

## 3. 温室効果ガスの排出状況

### (1) 「温室効果ガス総排出量」

排出量/年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	36,000	31,000	30,000	30,000	30,000	29,000	27,000	25,000
前年度比 CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	-	△ 5,000	△ 1,000	0	0	△ 1,000	△ 2,000	△ 2,000
前年度比率	-	-13.89%	-3.23%	0.00%	0.00%	-3.33%	-6.90%	-7.41%

出典：環境省 自治体排出量カルテ



出典：環境省 自治体排出量カルテ

本島平村における温室効果ガス(二酸化炭素 CO<sub>2</sub>)の総排出量は、2013 年度(平成 25年度)で 36,000tとなっています。

部門別で見ると、運輸部門が 39%と最も多く、次いで家庭部門が 22%、産業部門が 21%、業務その他部門が 17%、一般廃棄物が 1%となっています。

## 4. 温室効果ガスの排出削減目標

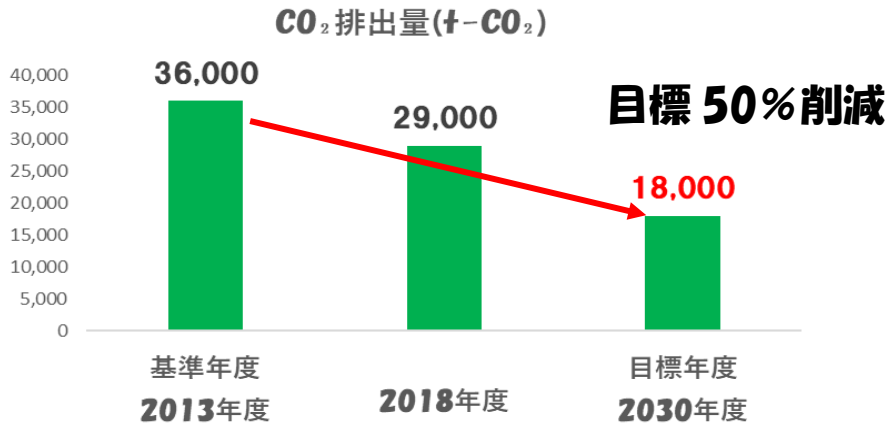
### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、本計画における温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

当村の気候条件や地理条件等を鑑み、目標年度(2030 年度)に、基準年度(2013 年度)比で **50%削減**することを目標とします。

# 区域施策編



## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

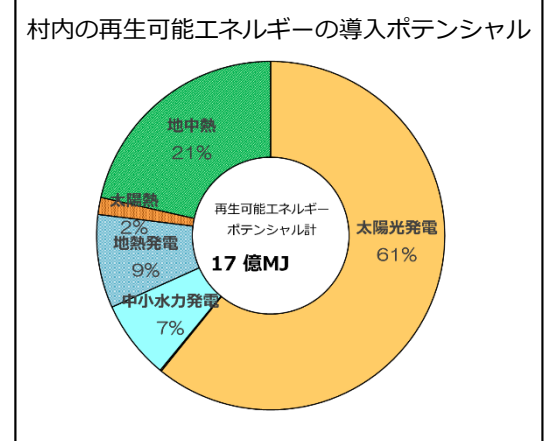
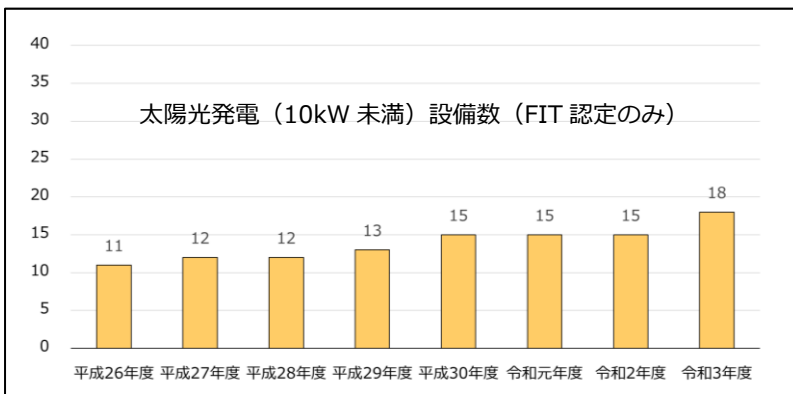
温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減や、再生可能エネルギーの利用促進に取り組めます。

当村では、建築物の省エネルギー改修の実施と、再生可能エネルギーの利用促進に重点的に取り組めます。

村内の再生可能エネルギーによる発電電力量

MW h

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
太陽光発電 (10kW未満)	50.41	56.65	56.65	64.69	78.01	77.77	77.77	106.57
太陽光発電 (10kW以上)	0.00	0.00	0.00	62.43	62.17	62.43	62.43	62.43
風力発電	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
水力発電	460.23	520.13	633.61	661.98	535.87	496.88	589.48	602.08
地熱発電	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
バイオマス発電	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
<b>再生可能エネルギー合計</b>	<b>510.64</b>	<b>576.77</b>	<b>690.25</b>	<b>789.10</b>	<b>676.04</b>	<b>637.08</b>	<b>729.68</b>	<b>771.08</b>
村内の電気使用量	19,204.81	18,276.68	18,660.29	18,509.67	17,987.26	17,987.26	17,030.82	17,197.55



出典：環境省 自治体排出量カルテ及び馬曲川発電所使用水量より推計

# 区域施策編

## (2) 具体的な取組内容

### ① 事業者



新築建築物・既存建築物への省エネ基準適合の推進、省エネ機器の導入促進

外壁や窓ガラスに断熱性の高いものを使用

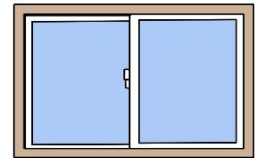
高効率空調の導入

高効率業務用給湯器の導入

LED 照明への変更

高効率ボイラーの導入促進

ペレットストーブ・薪ストーブの導入



社用車の次世代自動車への転換

ハイブリッド車やクリーンエネルギー車の導入



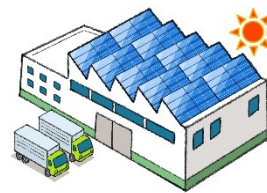
電気自動車に変えることで  
1 台当たり CO2 排出量が  
年間約 2,370 kg削減



太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入促進

事業所の屋根や隣接地への太陽光発電設置

水力発電所の建設への支援



クールビズ、ウォームビズの実施

冷暖房の設定温度を適正に設定し、衣類の軽量化や重ね着で快適に過ごす

冷暖房の稼働時間を決める(残業時間帯は OFF に)



省エネ農機、環境にやさしい資材の導入促進

省エネルギー型農業機械の導入

生分解マルチの使用

生分解マルチ・・・土壌中の微生物によって  
分解されるフィルム。使用後はロータリー  
などで土に鋤き込むことによって処理でき  
ることから回収コストと廃棄処理コストが  
かからない。



# 区域施策編

## ②村民



新築住宅への省エネ基準適合の推進、省エネ機器の導入促進

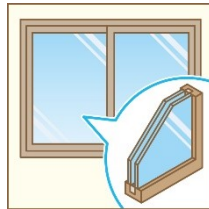
- 外壁や窓ガラスに断熱性の高いものを使用
- 高効率空調の導入
- LED 照明の導入
- 太陽光発電の導入
- ペレットストーブ・薪ストーブの導入

電力価格は売電<買電のため、太陽光発電で得た電力は自家消費する時代に。蓄電池も組み合わせることで、夜間や災害時でも対応可。



住宅リフォーム補助における住宅の断熱改修の推進

- 高効率給湯器(エコキュート・エコジョーズ等)の導入
- 単板ガラスを複層ガラスへの取替
- 二重サッシの取付
- 屋根や隣接地への太陽光発電設置



住宅の断熱性を高めることで、省エネに繋がるだけでなく、健康にも良いとのデータもあります。



公共交通機関の利用促進



次世代自動車への転換

- ハイブリッド車やクリーンエネルギー車の導入
- エコドライブ推奨

木島平村の自動車保有台数は1世帯あたり約3台。そのうち1台を次世代自動車へ替えることで、村全体のCO2排出量の約12%が削減。



ゴミ排出量の削減

- プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進
- 生ごみ処理機やコンポスターを導入し生ゴミを堆肥化
- リユース・リサイクルできる製品の購入



森林・林業基本計画の目標達成に向けて森林整備を推進

- 新增築住宅等への地域材利用の推進
- カヤの平高原での植樹事業の推進



森林豊富な木島平村では、CO2 排出量の約30%を森林が吸収しています。ただし、年齢の古い木より若い木の方が、CO2 吸収量が多いといわれています。木材利用を促進し森林整備することで、CO2 吸収量が増加します。

# 区域施策編



## その他の取組

村民向け学習会・イベントの開催

家庭エコ診断

照明の効率的な利用

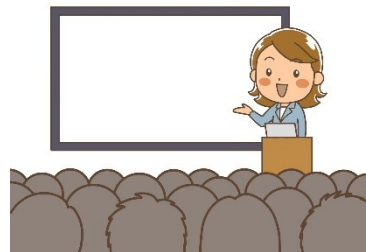
各地区の公会堂や街灯の LED 化

節電の意識醸成

村内小中学校での学習会の開催

配達物の二次配送をしないためのアプリ活用などの PR

地区の公会堂や街灯の電器を LED に替えることで、CO2 排出量の削減だけでなく、電気料の削減に繋がります。



# 事務事業編

## 6. 木島平村の事務事業に伴う温室効果ガスの削減

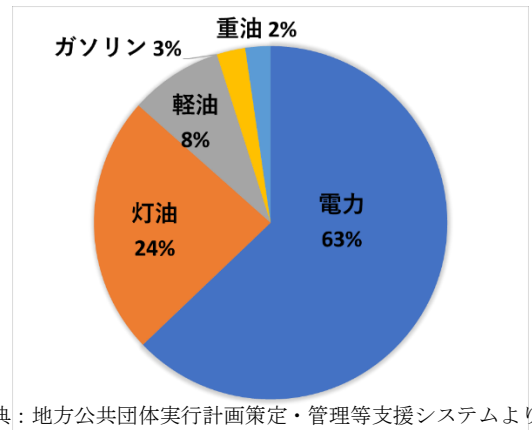
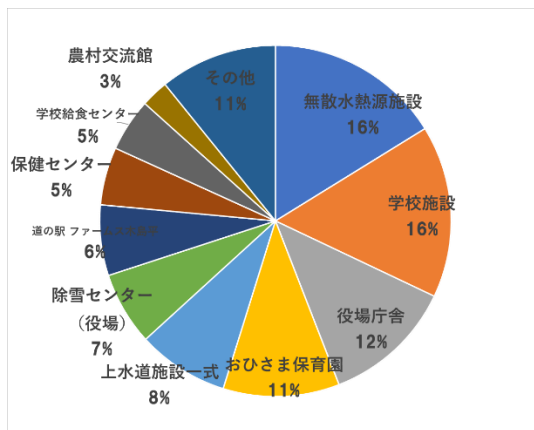
(1) 村の事務事業に伴う温室効果ガスの現状

### ①「温室効果ガス総排出量」

木島平村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2020 年度において、1,286t-CO<sub>2</sub> となっています。

施設別では、無散水熱源施設(馬曲・上千石)が全体の 16%を占め、次いで学校施設(小中学校)16%、役場庁舎 12%となっています。

エネルギー種別では、電気が全体の 63%を占め、次いで灯油 24%、軽油8%となっています。



出典：地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムより集計

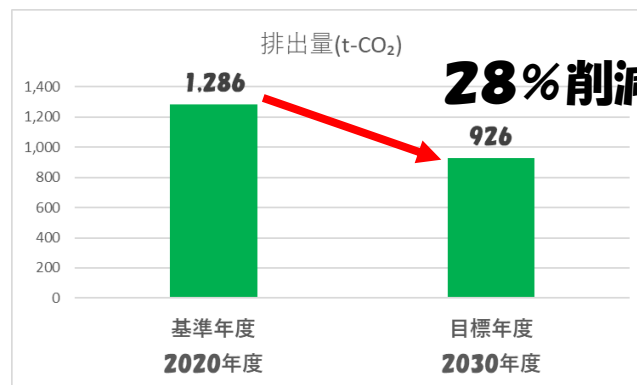
(2) 事業者としての村の温室効果ガスの排出削減目標

### ①目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、木島平村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### ②温室効果ガスの削減目標

目標年度(2030 年度)に、基準年度(2020 年度)比で28%削減することを目標とします。



# 事務事業編

## (3) 目標達成に向けた取組

### ①取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

### ②具体的な取組内容

#### i、施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・自動販売機の照明は消灯します。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

#### ii、施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・村の公共施設を利用した脱炭素に向けたモデル施設の整備に向けた検討を進めます。
- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・公共施設における照明及び街路灯・防犯灯のLED化を進めます。

#### iii、グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・ハイブリット車や電気自動車等燃費性能に優れた車両の購入を進めます。
- ・電気自動車の充電スタンドの設置を進めます。
- ・用紙の節減(節水、ゴミの減量)に取り組めます。

#### iv、再生可能エネルギーの導入

- ・太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。
- ・馬曲川発電所の改修を進め、電力固定価格買取制度(FIT)を活用した売電の取組を

# 事務事業編

進めます。

## v、職員の日常の取組

- ・職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。
- ・地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。
- ・公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- ・マイボトルを持参するなど、3R 推進による省資源化を徹底します。

# 共通

## 7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

「木島平村地球温暖化対策委員会」を設けます。また、本計画を推進するために「木島平村地球温暖化対策庁内委員会」を設け、取組を着実に推進します。

#### ① 木島平村地球温暖化対策委員会

理事者及び事業者、有識者で構成します。本計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

#### ② 木島平村地球温暖化対策庁内委員会

各課の地球温暖化対策推進責任者(各課長等)で構成します。本計画の進捗状況を管理し、推進します。

#### ③ 木島平村地球温暖化対策庁内委員会事務局

総務課長を事務局長とし、総務課政策情報係職員で構成します。事務局は、委員会及び庁内委員会の運営全般を行います。

### (2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

#### ① 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、推進担当者が庁内委員会に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

#### ② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期(2024年度)に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2025年度に本計画の改定を行います。

### (3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、木島平村の広報紙やホームページ等で毎年公表します。